



“赤い羽根共同募金”
社会福祉法人静岡県共同募金会
令和7年9月16日

赤い羽根共同募金

令和7年台風第15号災害への対応(第2報)

令和7年9月5日の台風第15号により、県内10市町に災害救助法が適用されるなど甚大な被害をもたらしていることから、静岡県共同募金会の被災者支援の対応を次のとおり報告する。

(令和7年9月16日現在)

1 災害ボランティアセンターに関する助成

本会は、被災者とボランティアをつなぐ災害ボランティアセンター等を設置する市町社会福祉協議会に対して、規程に基づき災害ボランティアセンター等にかかる経費を助成。

(対象団体) 市町社会福祉協議会、県社会福祉協議会

(対象経費) 災害ボランティアセンター等にかかる経費(活動資機材の購入、借り上げ費用など)

助成先	助成額	財源	根拠
牧之原市社会福祉協議会	3,000,000 円	赤い羽根共同募金 災害等準備金 (社会福祉法第118条)	災害支援制度運営 要綱及び実施要領
吉田町社会福祉協議会	3,000,000 円		
計	6,000,000 円		

【参考】

① 活動用機器

災害ボランティアセンターの機器(資機材)の一部は、これまで整備した“赤い羽根”災害ボランティア活動用機器(平成28年度より県内79か所に整備)も活用。

② 令和3年度から現在までの災害ボランティアセンター支援実績

・県内 43,057,081 円

・県外 11,588,716 円(能登半島地震) 合計 54,645,797 円

2 災害義援金の募集

本会は、被災者支援のため、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部とともに義援金募集を行う。

(義援金の名称) 令和7年台風第15号災害静岡県義援金

(受付期間) 令和7年9月9日(火)～12月8日(月)

(受入口座) ゆうちょ銀行 00920-6-335963

静岡県共同募金会台風第15号災害義援金

(義援金の配分) 本会で取りまとめた義援金は、県、日赤静岡県支部、本会等で構成する「静岡県災害義援金募集・配分委員会」で配分を決定し、被災地市町を通じて被災者に交付する。

(税制優遇措置) 対象となる。

3 災害見舞金の贈呈

本会は、災害のため罹災された方のうち、低所得者等であって民生委員の福祉票に登録されている方に見舞金を贈呈する。(市町社会福祉協議会会長からの申請に基づき受付)

災害の種別	単位	見舞金額
現に居住する住宅の全焼、全壊又は流失	世帯	10,000 円
現に居住する住宅の半焼、半壊又は床上浸水	世帯	5,000 円
現に居住する住宅の災害等で死亡(行方不明者を含む。)	1 人	10,000 円
現に居住する住宅の災害等で重傷(20日以上入院加療を要するもの。)	1 人	5,000 円